

傍聴に関する手続き及び遵守事項

傍聴定員 10名

- 傍聴申込
- (1) 傍聴希望者は会議の開始時刻の10分前までに会場にお越しください。
 - (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は抽選させていただきます。
 - (3) 公開とされた会議でも審議の過程で非公開となることがあります。
 - (4) 傍聴者は「傍聴に関する要領」を守ってください。

伊丹市行財政改革推進懇話会会議の傍聴について

- 1 傍聴しようとする人は、受付簿に氏名、住所を記入してください。
- 2 次に該当する人は傍聴できません。
 - (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している。
 - (2) 酒気を帯びている。
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している。
 - (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している。
 - (5) その他、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している。
- 3 傍聴する人は、次の事項を必ず守ってください。
 - (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
 - (2) 騒ぎ立てない。
 - (3) 示威的行為(威力を示す行為)をしない。
 - (4) 飲食、喫煙をしない。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしない。
- 4 写真、ビデオ等による撮影、または録音はできません。
- 5 会議の内容、過程により、非公開となることがあります。この場合は、速やかに退出してください。